

令和2年4月1日以降の組合員の資格取得要件について

短期給付係
(082)513-4957

令和2年4月1日より地方公務員法の改正に伴い、臨時的任用職員及び会計年度任用職員の組合員資格取得要件が、次のとおりとなります。

詳しくは、令和2年2月19日付けの所属所長あての通知を御覧ください。

1 臨時的任用職員

令和2年4月1日より、新地方公務員法第22条の3などで規定する臨時的任用職員については、「常時勤務を要する職」として位置付けられることから、任用の日から組合員の資格を取得します。

※ 令和2年4月1日以降、臨時的任用職員は任用期間に関わらず、当共済組合の組合員となります。

(例) 令和元年10月1日に採用されて令和2年4月1日に引き続き任用された場合

R1.10.1 採用

R2.4.1 資格取得

2 会計年度任用職員

会計年度任用職員については、次の要件に該当する場合、組合員の資格を取得します。

- ① 任用が事実上継続していると認められる場合において、
- ② 常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12か月を超えるに至った人で、
- ③ その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要すること。

※ 資格取得は、要件を満たした13か月目の初日となります。

※ 勤務した日には、週休日は含みませんが、年次有給休暇等の給与支給対象日は含みます。

※ 上記の要件を満たさない「短時間勤務(パートタイム)」は、共済制度の適用となりません。

(例) 令和2年4月6日に会計年度任用職員(フルタイム)に採用されて、令和3年4月1日以降も任用が継続している場合

R2.4.6 採用

R2.4.30

R3.4.1 資格取得

18日以上勤務

待機期間

12か月

令和2年4月1日以降の被扶養者の国内居住要件について

短期給付係
(082)513-4957

令和2年4月1日より地方公務員等共済組合法の改正に伴い、被扶養者の認定要件に「国内居住要件」に関する規定が追加され、外国に赴任する組合員に同行する者等、一部の例外を除き国内居住が被扶養者の認定要件となります。

詳細は令和2年3月に所属所長あてに通知する予定です。